

## 別表5 地区別巡視責任者

町の地区別巡視責任者を次のとおり定め、課員を巡視担当員として担当水防区域内の河川等を巡視するものとする。

### 地区別巡視責任者

地区	担当河川等	巡視担当課	巡視責任者
幕別市街区	猿別川（十勝川～旧途別川） 旧途別川（最上流～猿別川）他	都市計画課 水道課	都市計画課長
札内市街区	札内川（十勝川～J R橋） 途別川（依田橋～白人橋）他	都市計画課 水道課	都市計画課長
幕別地区 （市街地を除く）	十勝川（十勝中央大橋～豊頃区域界） 猿別川（旧途別川～糠内川）他	土木課 農林課	土木課長
札内地区 （市街地を除く）	札内川（J R橋～帯広区域界） 十勝川（札内川～十勝中央大橋） 途別川（依田橋～帯広区域界） 途別川（白人橋～十勝川）他	土木課 農林課	土木課長
糠内地区	猿別川（糠内川～更別区域界） 糠内川（猿別川～最上流）他	土木課 農林課	土木課長
忠類地区	当縁川	経済建設課	経済建設課長
幕別ダム		農林課	農林課参事

地区別巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内の監視及び警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

巡視・警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

また、地区別巡視責任者は浸水被害など水防上特に注意を必要とする箇所について、「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき、幕別建設業協会等の協力を得ながら監視及び警戒を行う人員を配置し、異常を発見した場合は、すぐに水防活動に移行できる体制をとるものとする。